建設常任委員会関係

改正案

(行為の制限)

- うとする者は、知事の許可を受けなければなら ない。許可を受けた行為の内容を変更しようと するときも、同様とする。
 - $(1)\sim(4)$ -略-
 - (5) 有料公園施設の内部に広告物を表示する こと (次条第1項の許可を受けて当該有料公 園施設を使用する者が広告物を表示する場合 又は山形県総合運動公園の陸上競技場若しく は中山公園の野球場に常時広告物を表示する 場合に限る。)。
- 2 一略一

別表第2

- 1及び2 一略一
- 3 第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲 げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額						
一略一		•							
第5条第1	一略一								
項第5号に	山形県	1 広告物	52, 460円の						
掲げる行為	総合運	1平方メ	範囲内で知						
	動公園	ートル1	事が定める						
	の陸上	年につき	額						
	競技場								

(行為の制限)

- 第5条 都市公園において次に掲げる行為をしよ 第5条 都市公園において次に掲げる行為をしよ うとする者は、知事の許可を受けなければなら ない。許可を受けた行為の内容を変更しようと するときも、同様とする。
 - (1)~(4) -略-
 - (5) 有料公園施設の内部に広告物を表示する こと(次条第1項の許可を受けて当該有料公 園施設を使用する者が広告物を表示する場合 又は別表第1の2に掲げる有料公園施設に常 時広告物を表示する場合に限る。)。
 - 2 一略一

別表第1の2

<u>(</u>	
都市公園	有料公園施設
蔵王みはら	スケートパーク
しの丘ミュ	
ージアムパ	
<u>ーク</u>	
最上中央公	屋内多目的施設
園	
最上川ふる	スケートパーク
さと総合公	
園	
山形県総合	陸上競技場、総合体育館、テ
運動公園	ニスコート、屋外プール、第
	2運動広場、第3運動広場、
	屋内多目的コート
中山公園	野球場

別表第2

- 1及び2 一略一
- 3 第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲 げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額	
-略-		•		
第5条第	1 一略一			
項第5号	に 別表第	1 広告物	52,460円の	
掲げる行	為 1の2	1 平方メ	範囲内で知	
	に掲げ	ートル1	事が定める	
	る有料	年につき	額	
	公園施	<u>.</u>		

又は中			設に常	
山公園			時広告	
の野球			物を表	
<u>場</u> に常			示する	
時広告			場合	
物を表				
示する				
場合] [
備考	備	j 考		
1及び2 一略一		1及び2	一略一	